

## 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」登録有効期間の変更に伴う 令和4年度から令和6年度の各種登録手続きについて

令和4年6月13日付第4回JSPOク育発第19号文書『総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度』登録有効期間の変更に伴い、令和4年度から令和6年度にかけての登録有効期間、登録審査、登録認定リストの提出期限、登録料、登録料納入期限について、次の2通りの手続きを取ることができることとする。

〔※都道府県内でいずれかのパターンに統一するか、クラブがいずれかのパターンを選べるようにするかは、都道府県ごとに判断できるものとし、それぞれに該当するクラブ名が判別できるようにお知らせ願います。〕

### 【パターン1】令和4年6月13日付通知文書を基にした各種登録手続き (令和4年11月1日登録の有効期間延長)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※年度ごとの登録開始
登録有効期間	令和4年11月1日から 令和6年3月31日		令和6年4月1日から 令和7年3月31日
登録審査期間	令和4年10月31日まで		令和6年3月31日まで
審査方法	形式審査		規定に基づく審査
登録区分	予備登録		登録
登録認定リストの提出期限	令和4年9月30日		令和6年2月29日
登録料	7,000円(1年5か月間) 〔令和4年11月1日～令和5年10月31日分 5,000円(1年間) 令和5年11月1日～令和6年3月31日分 2,000円(5か月間)〕		5,000円(1年間)
登録料納入期限	令和4年12月31日		令和6年5月31日
イメージ	<p>The diagram shows a timeline from Heisei 4 (4) to Heisei 6 (3). It highlights the 'Application' (申請) and 'Review' (審査) phases, which are 7 months long. The 'Certification Period' (認定期間) is shown as a shaded area, divided into a pre-registration phase (予備登録/1年5か月) and a registration phase (登録/1年).</p>		

【パターン2】令和4年6月13日付通知文書に対する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会からの意見等に基づく対応（赤点線枠内）  
 （令和5年11月1日登録の有効期間変更）

	令和4年度 ※令和4年6月13日付通知 以前の取扱いどおり	令和5年度	令和6年度 ※年度ごとの登録開始
登録有効期間	令和4年11月1日から 令和5年10月31日	令和5年11月1日から 令和6年3月31日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日
登録審査期間	令和4年10月31日まで	令和5年10月31日まで	令和6年3月31日まで
審査方法	形式審査	形式審査	規定に基づく審査
登録区分	予備登録	予備登録	登録
登録認定リストの 提出期限	令和4年9月30日	令和5年9月30日	令和6年2月29日
登録料	5,000円(1年間)	2,000円(5か月間)	5,000円(1年間)
登録料納入期限	令和4年12月31日	令和5年12月31日	令和6年5月31日
イメージ	<p>The diagram illustrates the registration process across three years. For Heisei 4, the process starts with a 7-month application period, followed by a review phase, and then a 1-year recognition period. For Heisei 5, the application period is 7 months, followed by a review phase, and then a 5-month recognition period. For Heisei 6, the application period is 7 months, followed by a review phase, and then a 1-year recognition period. The recognition periods for Heisei 4 and 5 are shaded with diagonal lines, while the recognition period for Heisei 6 is solid black.</p>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録有効期間(認定期間)が、令和4年11月1日から令和5年10月31日までの登録クラブが、令和5年11月1日から令和6年3月31日まで登録有効期間(認定期間)を更新する際の登録更新審査は不要。</li> <li>○令和5年11月1日からも新規登録できるようにする。原則として登録申請ができることとするが、審査業務等の負担に鑑み、都道府県の実情に応じて登録申請を受け付けるか否かは都道府県ごとに判断いただく。</li> <li>○令和5年度(令和5年11月1日登録認定分)と令和6年度(令和6年4月1日登録認定分)の登録手続きを合わせて行うことはできない。</li> </ul>		